

議案第 37 号

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号ただし書を次のように改める。

ただし、当該女子に対して所得税が課せられ、かつ、当該女子の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が令第 7 条に規定する額を超えるときは、当該世帯に属する全ての者を支給対象者から除き、当該児童に対して所得税が課せられ、かつ、当該児童の前年の所得が令第 7 条に規定する額を超えるときは、当該児童を支給対象者から除く。

第 3 条第 1 項第 5 号ただし書を次のように改める。

ただし、当該男子に対して所得税が課せられ、かつ、当該男子の前年の所得が令第 7 条に規定する額を超えるときは、当該世帯に属する全ての者を支給対象者から除き、当該児童に対して所得税が課せられ、かつ、当該児童の前年の所得が令第 7 条に規定する額を超えるときは、当該児童を支給対象者から除く。

第 3 条第 1 項第 6 号ただし書を次のように改める。

ただし、当該児童に対して所得税が課せられ、かつ、当該児童の前年の所得が令第 7 条に規定する額を超えるときは、当該児童を支給対象者から除く。

第 3 条第 3 項第 3 号中「（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。次号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「前項第 3 号」を「第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び前項第 3 号」に改める。

附則第 7 項中「平成 24 年度」を「令和 6 年度」に、「課せられているとき」を「課せられ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の前橋市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以

後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用する。